

**骨髓移植手術等により免疫を喪失した子どもへの
ワクチン再接種費用助成制度（案）について**

骨髓移植手術等により、それ以前に接種した定期予防接種の効果が期待できないと医師に判断された子どもが、失った免疫を得るために再度予防接種を受ける場合について、当該予防接種に係る費用を助成することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の発生及びまん延を予防するため、新たな制度を設けることといたしましたので、御報告いたします。

1 制度の概要

(1) 対象となる方

予防接種を受ける日において、20歳未満であり、次のいずれにも該当する方

- ア 予防接種を受ける日において、市内に住所を有していること。
- イ 骨髓移植（造血幹細胞移植）手術等により、接種済みの定期予防接種の免疫を失い、再接種の必要があると医師に判断されていること。

(2) 対象となる予防接種

予防接種法に定める次の予防接種において、医師の指示により再接種するもの

| 疾病名 | | |
|-----------|-------------|-------|
| H i b 感染症 | 急性灰白髄炎（ポリオ） | B型肝炎 |
| 小児肺炎球菌感染症 | 麻しん | 子宮頸がん |
| ジフテリア | 風しん | 結核 |
| 破傷風 | 日本脳炎 | |
| 百日せき | 水痘 | |

(3) 実施医療機関

京都府医師会加入の協力医療機関

(4) 接種費用

無料

(5) 手続

ア 申請書及び主治医の意見書等、必要書類を添付し、京都市に申請

イ 再接種費用助成に係る認定書、再接種用の接種券などの交付

ウ イの書類を予防接種を受けようとする医療機関に提出のうえ、再接種

(6) その他

市外の病院など、協力医療機関以外で接種を受ける場合については、一旦窓口で接種費用をお支払いいただき、後日償還となる。また、本市が再接種費用助成額として定めた金額（定期接種の委託料）を超過する場合には、一部本人負担が発生する。

2 開始の時期

平成30年7月1日以降に受けける再接種から（予定）

3 経費見込み及び予算措置

1,200千円（対象者5人程度）を見込む。

予防接種に係る既定予算により対応

4 制度周知

広報発表及び本市ホームページにより周知するほか、京都府医師会及び、骨髓移植等実施病院へ依頼